番号	措置名		交付金事業の名称					
6	公共用施設に係る整備,維持補修又は維持運営措置		(仮称) 水戸市保健所施設整備事業(基金造成)					
交付金事業者名又は間接交付金事		事業者名 茨城県(水戸市)						
交付金哥	事業実施場所	水戸市笠原町内						
交付金哥	事業の概要	水戸市保健所の建設費等に係る基金の造成						
総事業費	費			406, 274, 120	うち経済	₿科学省分 蜂産業省分		406, 274, 120 406, 274, 120
交付金哥	事業の成果目標	水戸市保健所の設置により、従来の対人保健サービスに加えて、保健衛生に係る事務等を一元的に実施し、総合的・効率的な事業展開や市民の窓口一元化による市民サービスの向上を図ります。						
交付金哥	事業の成果指標	平成29年度においては、適正な手続きにて基金を造成します。 施設完成から3年後に、下記指標に基づき再評価を実施します。 ・健診(健康診断,健康診査,人間ドック等)の受検者割合 H35 80.0% (H27 70.5%) ・胃がん検診受診状況 H35 50.0% (H27 20.8%)						
基金の造成について、適切に完了しました。また、本市では、保健所を設置することにより、次のような成果が期待できるものと考えています。 ○これまで取り組んできた母子保健や健康増進等の対人保健サービスに加えて、県から移譲される事務を一体的に推進できることとなるため、公衆衛生に係る事務について、総合的、効率的な事業展開や市民の窓口の一元化により市民サービスの向上が図れること。 ○感染症や災害の発生等に伴う健康危機について、これまで、県を通して情報を得たり、県の指示を促ぎながら対策を講じていたものを、国や医療機関等から直接情報を入手し、本市自ら迅速で状況に合えせた対応がとれること。 ○医療に係る専門職の配置や事務の実施により、これまで取り組んできた保健及び福祉行政とあわせた3分野の連携が一層強化されるとともに、保健所事務の業務範囲が本市内のみに限定できることから、効果的、効率的に事業が実施できること。								から移譲される事務 率的な事業展開や市 をり、県の指示を仰 ら迅速で状況に合わ 區祉行政とあわせた
交付金事業の契約の概要								
	型約の目的 基金造成			契約の方法等		契約0)相手方	契約金額
	<u> </u>			積立			_	406, 274, 120
計								
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無 無								